

(別記様式第3 基金の運営及び管理に関する基本的事項)

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項の公表について

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第4条第2項第1号に基づく公表)

(内閣府所管)

単位：千円

基金の名称	島田市大井川流域観光拠点整備基金
基金設置法人名	島田市
基金の額	137,390
(うち国費相当額)	137,390
今回造成(積み増し)をした年月日	令和元年11月22日
基金事業等の概要	大井川流域観光拠点整備に要する経費の財源に充てるための基金
基金事業等を終了する時期	令和3年3月31日
基金事業等の目標	本事業は、島田市、大井川農業協同組合、大井川鐵道、中日本高速道路の4者連携によって整備し、「稼ぐ拠点」と位置づけ、地域の農産物の販売等による農業振興、交流人口の増加による地域振興や観光振興、地域ブランドの強化、シティプロモーションである島田市緑茶化計画の推進を目指していく。さらに、市内の観光施設(蓬莱橋、大井川鐵道のSL、きかんしゃトーマス号、川根温泉など)と周辺観光地が連携した新たな観光プログラムを売り出すことで交流人口の増加、地域振興、農業振興に繋げていく。